

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

令和4年6月1日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市中京区姉小路界限地区建築協定

(2) 申請者の氏名

柊家株式会社 取締役 面村 勝

(3) 建築協定区域

京都市中京区大文字町341番1ほか2筆及び同区丸屋町335番1及び同区中白山町274番ほか19筆及び同区下白山町290番3ほか18筆及び同区松下町125番ほか6筆及び同区福長町120番ほか3筆及び同区柳八幡町74番5ほか11筆及び同区油屋町83番ほか3筆及び同区姉大東町547番ほか14筆及び同区菊屋町561番ほか13筆及び同区丸木材木町680番1ほか4筆及び同区大阪材木町685番3ほか8筆及び同区綿屋町538番ほか3筆及び同区木之下町274番3ほか17筆及び同区車屋町251番ほか9筆 計145筆

(4) 建築協定区域隣接地

京都市中京区丸屋町338番ほか1筆及び同区下白山町290番1ほか21筆及び同区松下町125番2及び同区福長町120番3ほか1筆及び同区柳八幡町74番ほか11筆及び同区油屋町84番3ほか5筆及び同区姉大東町555番及び同区菊屋町562番ほか2筆及び同区丸木材木町682番ほか7筆及び同区大阪材木町685番1ほか5筆及び同区東片町610番1ほか2筆及び同区笹屋町446番1ほか2筆及び同区木之下町274番ほか24筆及び同区車屋町269番 計95筆

(5) 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

(6) 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和4年6月1日（水）から同年6月21日（火）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（分庁舎2階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

令和4年6月27日（月）午前10時から午前11時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局会議室2（分庁舎2階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 岡田 圭司

（都市計画局建築指導部建築指導課）